

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年9月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400078 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400046 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 61 年 12 月 5 日から同年 12 月 1 日に訂正することが必要である。
- 2 請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月 1 日から同年 12 月 5 日まで  
② 昭和 62 年 3 月 24 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 61 年 12 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで B 保育園に在職していたが、年金記録では請求期間①及び②の期間が未加入記録となっている。A 事業所から在籍証明書が交付されていることから年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者のオンライン記録により、昭和 61 年 12 月 5 日から A 事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、A 事業所から交付された在籍証明書によると、請求者は昭和 61 年 12 月 1 日から昭和 62 年 3 月 31 日まで B 保育園に常勤（月 120 時間以上勤務）の保育士として在籍していたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 61 年 12 月 1 日に訂正することが必要である。

- 2 請求期間②について、前述の在籍証明書から請求者が当該期間において B 保育園に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付を行うには、請求期間当時、事業主が請求者の請求期間②に係る給与から厚生年金保険料を控除していることが必要であるところ、A 事業所は、請求者に係る昭和 62

年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについて、保存年限経過により請求期間当時の書類がないことから、控除されていたか不明の旨回答しており、請求者も給与明細書等を保管しておらず、請求期間②について給与から厚生年金保険料が控除されていたかを確認することができない。

さらに、C市は、請求期間当時の課税資料について、保存年限を経過しており交付できない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。